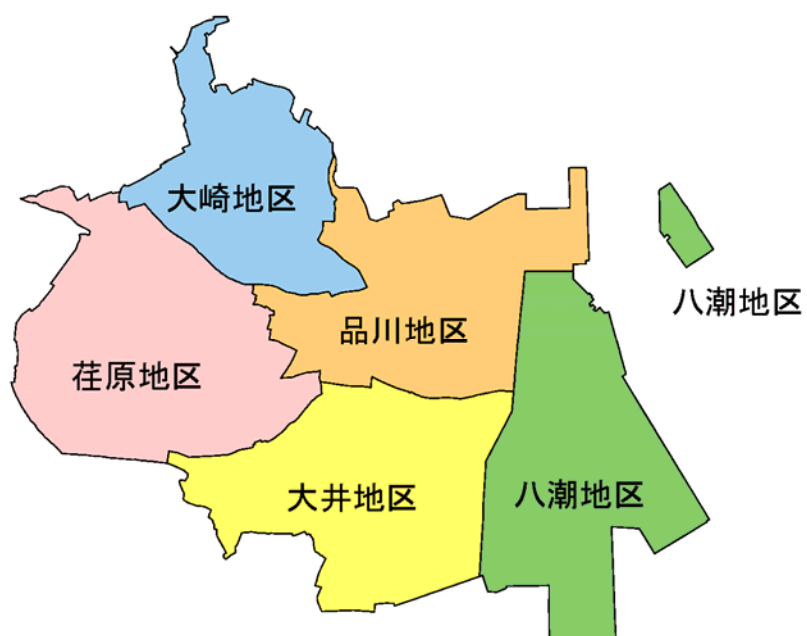


第8章 地区別計画

本章では、区内を5つの地区に分け、それぞれの地区について、地区の特性を踏まえた水とみどりの基本方針、施策の展開イメージを示します。

ここでは、施策のうち、特にその地域で重点的に取り組むものに焦点を当てています。



5地区の概要

1. 品川地区

(1) 水とみどりの現況と課題

品川地区は、旧東海道一番目の宿場町として栄えた歴史のある地域であり、近年は再開発事業により近代的な街並みも形成されています。

地区内には、区の景観計画上の重点地区である「旧東海道品川宿地区」や、「水辺景観形成特別地区」、「臨海部市街地」などが含まれ、景観面からも水とみどりを活かしたまちづくりへの期待が高い地区と言えます。

地区の北部には寺社、商業施設、集合住宅にある斜面緑地がまとまりをもってみられますが、大きな面積を占める山手電車区や地区中央部の住宅地にはみどりが少ない状況であり、細街路の多い既成市街地では、防災面からもみどりの充実が必要です。

さらに、主要な軸に位置づけられている目黒川や運河などの水辺は、環境や防災、観光・交流、景観など多様な面からの機能の発揮が必要です。

《品川地区の現況データ》

	品川地区	品川区全体
地区面積	428ha	2,272ha
緑被地面積	57.7ha	357.9ha
緑被率	13.5%	15.8%
みどりの面積	98.7ha	497.1ha
みどり率	21.7%	21.2%
区立公園		
箇所数	59箇所	227箇所
面積	14.4ha	56ha
都立公園		
箇所数	0箇所	8箇所
面積	0ha	71.4ha

※平成21年 みどりの実態調査より

(2) 水とみどりの方針

旧東海道沿いの歴史を伝える水とみどりや、近代的な街並みを形成するウォーターフロントなど、品川の顔となる水とみどりの資源を活かし、にぎわいの創出や地域の魅力の向上に取り組むとともに、目黒川軸および臨海軸の機能強化と、市街地の防災性の向上を進めます。

※●は継続実施中または実施が決まっている事業、○は実施を検討していく事業

方針1：区民の安全や生物の生命を育む水とみどりを守る

- 西品川や南品川の住宅密集地における防災広場の整備
- 接道部緑化の推進
- 災害時に備えた目黒川の水運の活用、防災船着場（東海橋付近）の活用促進
- 目黒川や天王洲運河、京浜運河の緑化推進
- まとまりある樹林地（北品川）の保全
- 目黒川の水質改善
- 京浜運河における干潟や砂浜の再生
- 生き物の生息空間に配慮した公園管理（東品川海上公園等）
- 生き物の生息空間に配慮した護岸整備

方針2：水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる

- 目黒川や運河沿いの散歩道の整備
- ハツ山・元なぎさ通り沿いの街路樹の整備
- 東品川四丁目の再開発事業にあわせた水際空間の開放促進
- 京浜運河沿いの釣りのできる空間整備
- 京浜運河における干潟や砂浜の再生（再掲）
- 目黒川沿いにおける水辺の活動がしやすい環境づくり
- 東品川海上公園付近における栈橋設置
- 防災船着場の活用促進（再掲）

- 路地裏ガーデニングの推進

方針3：多様な品川らしさを継承しまちづくりに活かす

- まとまりある樹林地（北品川）の保全（再掲）
- 花見の名所としての御殿山の歴史を伝えるサクラの植栽の誘導
- 旧東海道沿いにおける街道松のある街並みの形成
- 旧東海道、品川用水等の歴史を伝えるサイン整備
- 海を感じることでできる視点場の確保（品川浦、天王洲、京浜運河等）
- 季節感を感じられる目黒川沿いの景観形成
- 品川浦や天王洲運河の水際での交流空間の形成
- 品川浦・天王洲地区運河ルネサンス協議会との連携
- 目黒川沿いや運河沿いでイベントの開催促進
- 東品川海上公園におけるイベント（「運河まつり」等）の充実

方針4：区民と行政が一丸となって水とみどりを育む

- 目黒川の清掃大作戦の実施
- 啓発イベント（東品川海上公園の「みどりと花のフェスティバル」等）の充実

(3) 施策の展開イメージ



2. 大崎地区

(1) 水とみどりの現況と課題

大崎地区では、北部の高台に位置する上大崎や東五反田に良好な住宅街のみどりが多くみられます。

大崎駅周辺は大型の開発事業により緑地や水辺の整備が進められている一方、周辺の密集市街地ではオープンスペースが確保できず、水とみどりが十分とは言えません。

住宅街の良質なみどりの保全を進めるとともに、地区内での「水とみどり」の格差を是正していくため、みどりが不足している地域においては様々な手法によりみどりを創出していくことが必要です。

特に、主要な軸に位置づけられている目黒川沿いでは、防災、観光・交流、景観など多様な面から水とみどりの機能の充実を図っていくことが必要です。

《大崎地区の概況データ》

	大崎地区	品川区全体
地区面積	341ha	2,272ha
緑被地面積	51.2ha	357.9ha
緑被率	15.0%	15.8%
みどりの面積	57.2ha	497.1ha
みどり率	17.2%	21.2%
区立公園		
箇所数	28箇所	227箇所
面積	2.9ha	56ha
都立公園		
箇所数	0箇所	8箇所
面積	0ha	71.4ha

※平成21年 みどりの実態調査より

(2) 水とみどりの方針

高台の斜面緑地を活かし、みどり豊かな住宅地の形成を進めるとともに、五反田ふれあい水辺広場を中心とした目黒川の交流空間としての魅力の向上と、周辺市街地におけるきめ細やかなみどりの創出に取り組みます。

※●は継続実施中または実施が決まっている事業、○は実施を検討していく事業

方針1：区民の安全や生物の生命を育む水とみどりを守る

- 災害に備えた目黒川の水運の活用
- 災害に備えた船着場の活用促進（五反田ふれあい水辺広場）
- 目黒川沿いの緑化推進
- まとまりある樹林地の保全（上大崎、東五反田等）
- 目黒川の水質改善
- 生き物の生息空間に配慮した公園管理（池田山公園）
- 生き物の生息空間に配慮した護岸整備

方針2：水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる

- 目黒川沿いの散歩道の整備
- 目黒川沿いにおいて水辺の活動がしやすい環境づくり
- 目黒川への栈橋の設置・活用
- 路地裏ガーデニングの推進

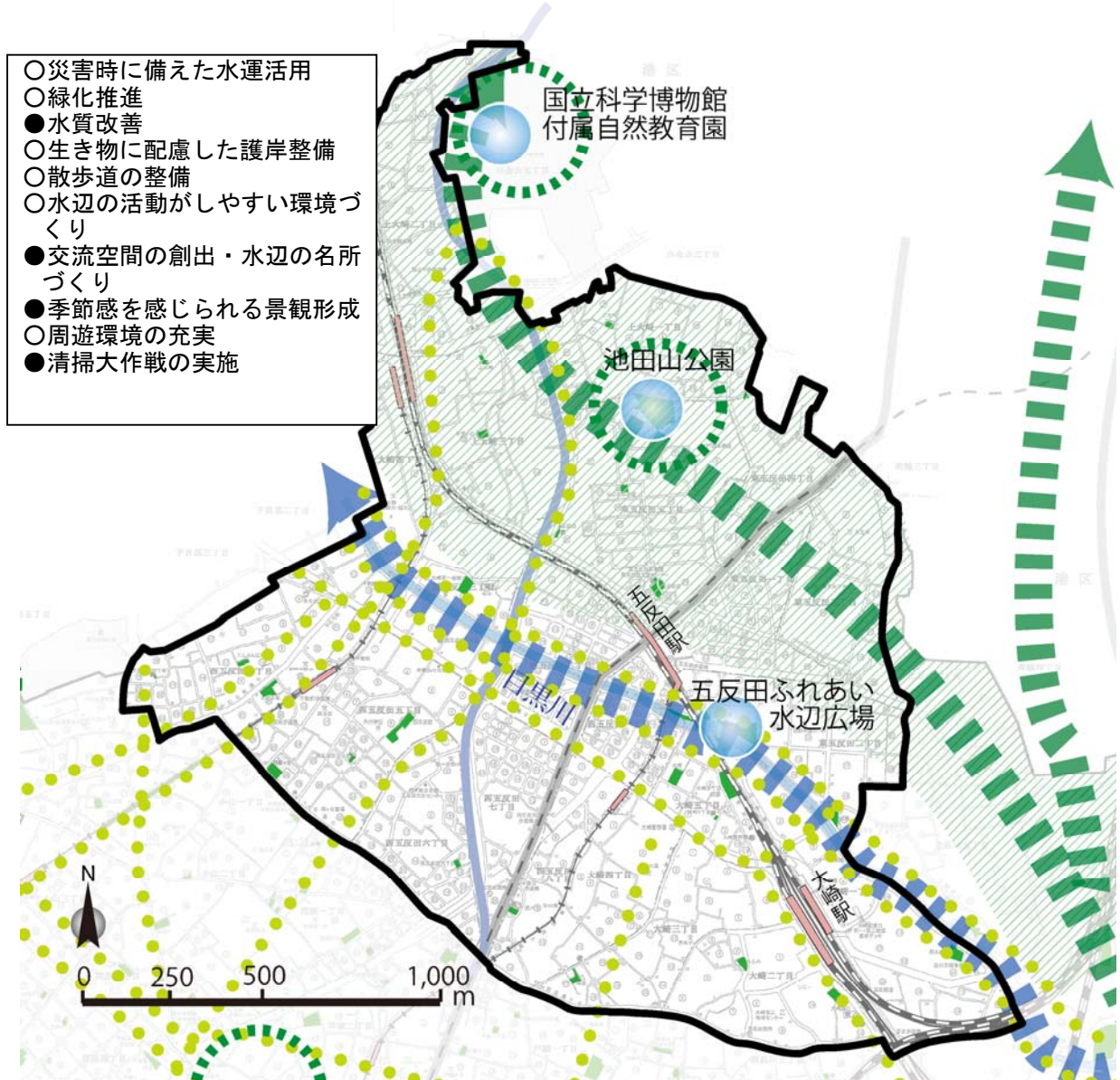
方針3：多様な品川らしさを継承しまちづくりに活かす

- まとまりある樹林地の保全（上大崎、東五反田等）（再掲）
- 住宅地のみどりの保全（上大崎、東五反田等）
- 五反田ふれあい水辺広場の活用、イベントの開催
- 目黒川沿いの交流空間の創出、地域ぐるみでの水辺の名所づくり
- 季節感を感じられる目黒川沿いの景観形成

方針4：区民と行政が丸となって水とみどりを育む

● 目黒川の清掃大作戦の実施

(3) 施策の展開イメージ



3. 大井地区

(1) 水とみどりの現況と課題

大井地区は、しながわ区民公園をはじめとした公園緑地や、東海道沿いの寺社林などのまとまった緑被地が比較的多く分布していることから、緑被率・みどり率ともに5地区の中で2番目に多い地区となっています。

JR東海道線沿いの斜面地には、寺社や公園の敷地を中心として、まとまりあるみどりが残されており、沿岸部には勝島運河や立会川緑道など、豊富な水とみどりの資源がみられます。

また、大井、西大井を中心とした内陸の市街地では、住宅地のみどりが比較的多くみられ、今後もきめ細かな工夫により、暮らしに密着したみどりの保全・創出が必要です。

《大井地区の現況データ》

	大井地区	品川区全体
地区面積	470ha	2272ha
緑被地面積	75.4ha	357.9ha
緑被率	16.0%	15.8%
みどりの面積	113.8ha	497.1ha
みどり率	23.1%	21.2%
区立公園		
箇所数	56箇所	227箇所
面積	25.6ha	56ha
都立公園		
箇所数	0箇所	8箇所
面積	0ha	71.4ha

※平成21年みどりの実態調査より

(2) 水とみどりの方針

JR東海道線沿いの斜面地に残された寺社や公園のみどりの保全と、西大井における緑の多い住宅地の形成に取り組むとともに、しながわ花海道に代表される水辺の名所づくりや水辺の活動促進により、臨海軸の機能の充実を進めます。

※●は継続実施中または実施が決まっている事業、○は実施を検討していく事業

方針1：区民の安全や生物の生命を育む水とみどりを守る

- 災害に備えた勝島運河や京浜運河の水運の活用
- 災害に備えた船着場の活用促進（大井競馬場付近の船着場等）
- まとまりある樹林地の保全（JR東海道線沿い等）
- 立会川や勝島運河の緑化推進
- 立会川の水質改善
- 勝島運河の水質改善

方針2：水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる

- 勝島ポンプ場などの公共施設の整備・改修にあわせた水際空間の開放促進
- 砂浜・干潟の再生（勝島運河、京浜運河）
- 勝島運河での水辺の活動がしやすい環境づくり
- 路地裏ガーデニングの推進

方針3：多様な品川らしさを継承しまちづくりに活かす

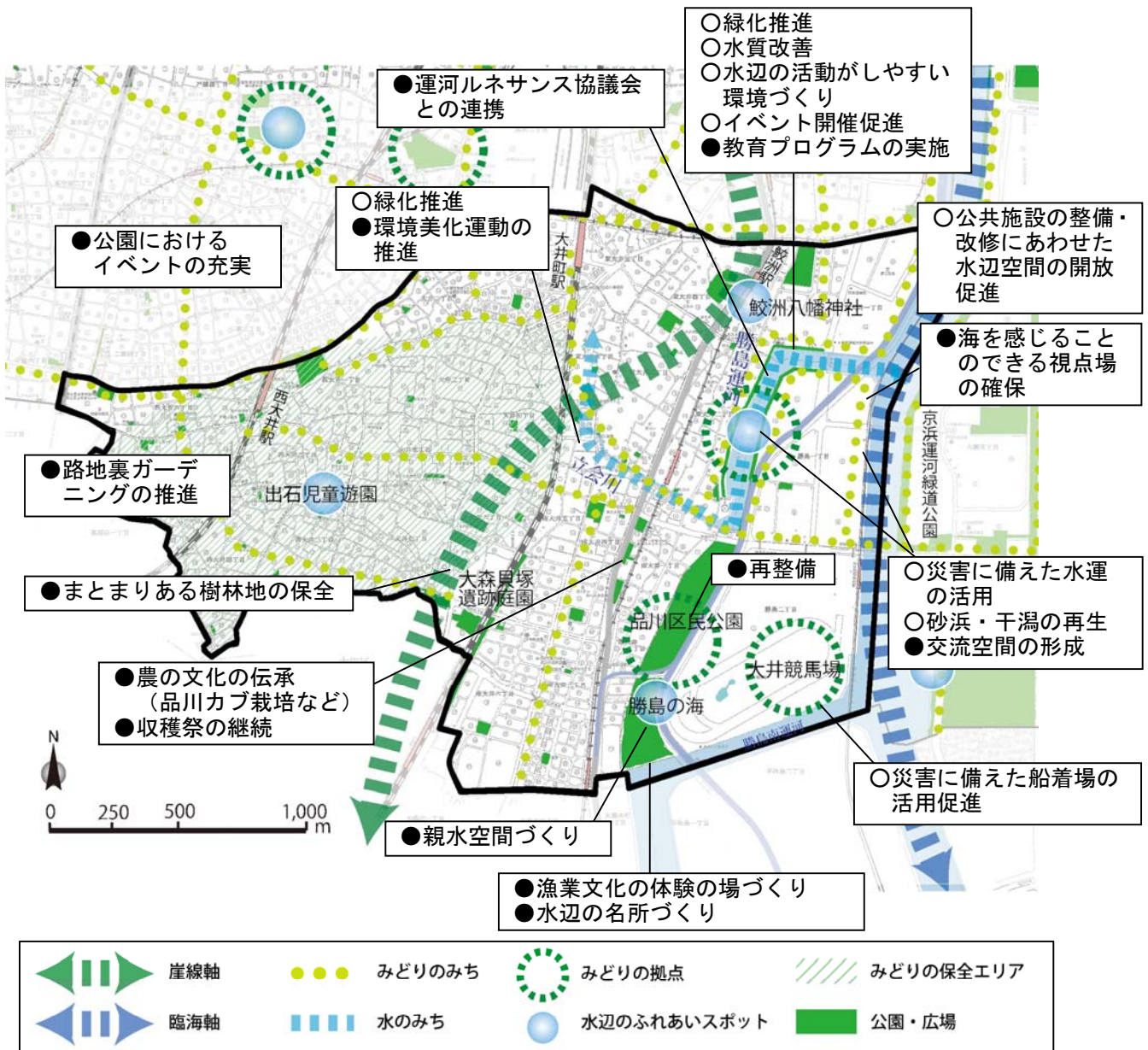
- まとまりある樹林地の保全（JR東海道線沿い等）（再掲）
- 住宅地のみどりの保全（大井、西大井等）
- 漁業文化の体験の場づくり（しながわ水族館での海苔づくり体験等）
- 農の文化の伝承（マイガーデンにおける品川カブの栽培等）
- 海を感じることのできる視点場の確保（京浜運河）
- 勝島運河や京浜運河沿いでの交流空間の形成
- しながわ花海道など、地域ぐるみでの水辺の名所づくり
- しながわ区民公園の再整備、「勝島の海」を利用した親水空間づくり

- 勝島・浜川・鮫洲地区運河ルネサンス協議会との連携
- 勝島運河沿いでのイベントの開催促進
- 公園におけるイベントの充実

方針4：区民と行政が一丸となって水とみどりを育む

- 立会川的环境美化運動の推進
- 勝島運河における教育と連携した教育プログラムの実施
- マイガーデンにおける収穫祭の継続

(3) 施策の展開イメージ



4. 荏原地区

(1) 水とみどりの現況と課題

荏原地区は、大規模な公園・緑地が少なく、その大部分が住宅密集地であることから、緑被率・みどり率ともに5地区の中で最も低くなっています。

旗の台や二葉地区の住宅密集地では、公共空間が少なくオープンスペースの確保が難しいことから、防災の視点からもみどりの充実が課題となっています。

また、広域避難場所に指定されている林試の森公園や戸越公園一帯は、防災拠点としての機能の向上はもちろんのこと、特色ある公園として、生き物の生息空間や区民のレクリエーションの場としての機能の充実も求められています。

近年では、東急目黒線上部緑道の整備により水とみどりのネットワーク化が進み、今後もこうしたネットワークの充実を積極的に図っていくことが必要です。

《荏原地区の現況データ》

	荏原地区	品川区全体
地区面積	578ha	2,272ha
緑被地面積	69.2ha	357.9ha
緑被率	12.0%	15.8%
みどりの面積	73.8ha	497.1ha
みどり率	13.2%	21.2%
区立公園		
箇所数	81 箇所	227 箇所
面積	7.3ha	56ha
都立公園		
箇所数	1 箇所	8 箇所
面積	6.4ha	71.4ha

※平成21年 みどりの実態調査より

(2) 水とみどりの方針

地域の防災性の向上に向け、接道部の緑化や防災広場の整備等によりみどりを充実させ、広がりや厚みのあるみどりのネットワークづくりに取り組むとともに、戸越公園の広域防災拠点としての機能向上と、生き物とのふれあいやレクリエーションの場としての魅力の向上を進めます。

※●は継続実施中または実施が決まっている事業、○は実施を検討していく事業

方針1：区民の安全や生物の生命を育む水とみどりを守る

- 防災広場の整備推進（学校跡地の活用等）
- 防災拠点としての戸越公園の整備
- 住宅密集地における接道部緑化の推進
- 生き物の生息空間に配慮した公園管理（戸越公園等）

方針2：水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる

- 緑道の整備
- 路地裏ガーデニングの推進
- 界わい緑化の推進（平塚二丁目等）

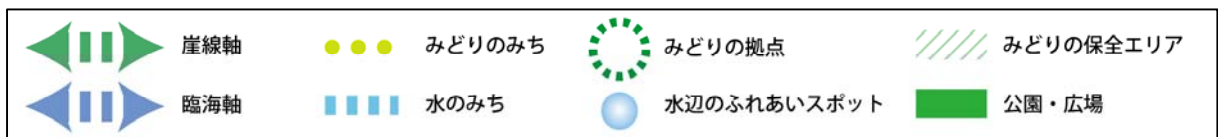
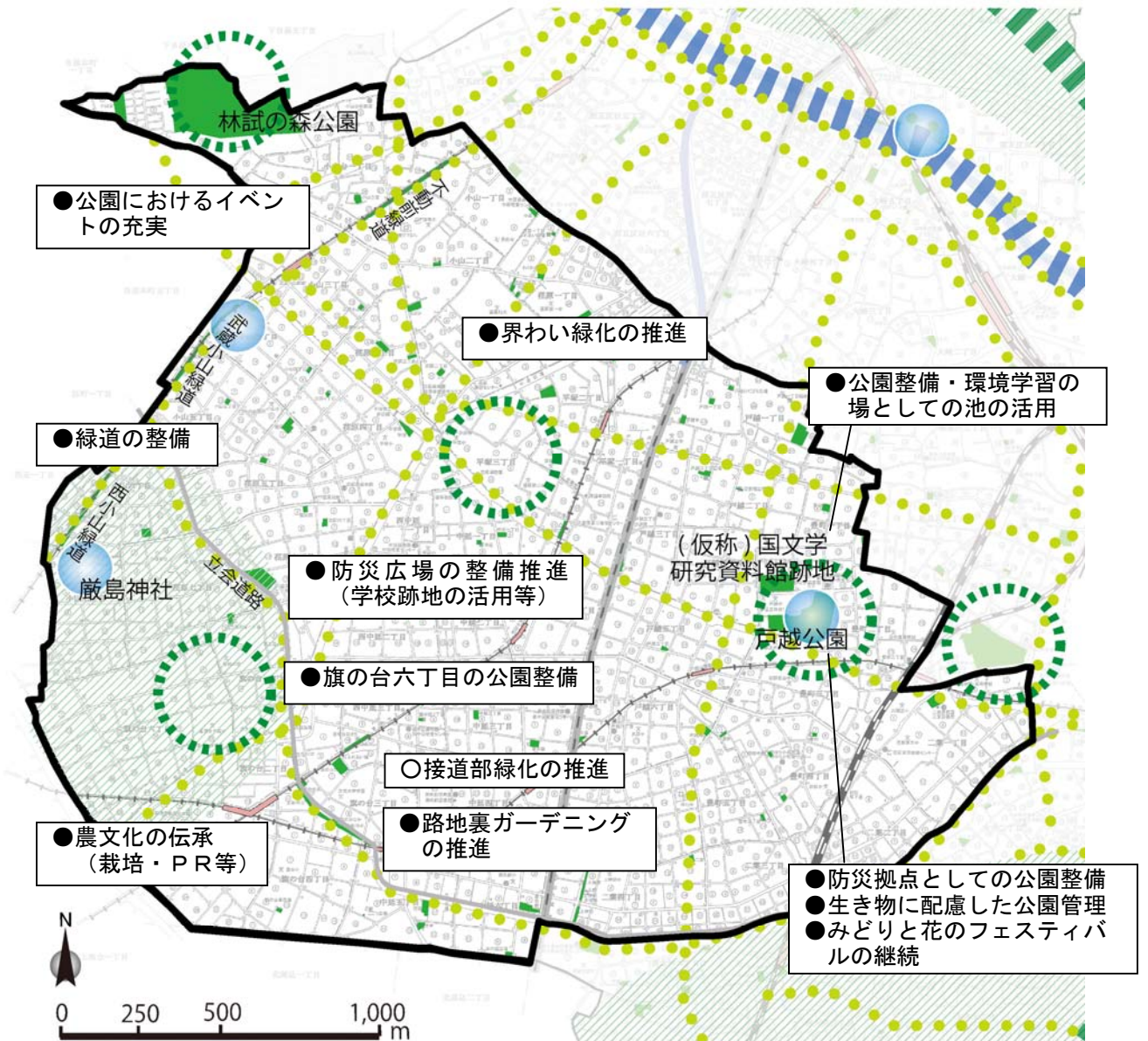
方針3：多様な品川らしさを継承しまちづくりに活かす

- 農の文化の伝承（江戸野菜の栽培、PRなど）
- （仮称）国文学資料館跡地公園の整備、環境学習の場としての池の活用
- 公園におけるイベントの充実

方針4：区民と行政が一丸となって水とみどりを育む

- 戸越公園におけるみどりと花のフェスティバルの継続

(3) 施策の展開イメージ



5. 八潮地区

(1) 水とみどりの現況と課題

八潮地区は、緑被率・みどり率ともに5地区の中で最も高く、区全体の公園の約5割が位置しているなど、みどりの資源が豊富な地区です。運河や幹線道路沿いに緑道公園が整備されるなど、ネットワークも充実しているといえます。

臨海部に位置することから水辺空間も豊富ですが、水際に近づけない場所が多く、その改善がよりよいネットワークづくりのための課題となっています。

《八潮地区の現況データ》

	八潮地区	品川区全体
地区面積	455ha	2,272ha
緑被地面積	104.4ha	357.9ha
緑被率	22.9%	15.8%
みどりの面積	153.6ha	497.1ha
みどり率	30.5%	21.2%
区立公園		
箇所数	3箇所	227箇所
面積	5.7ha	56ha
都立公園		
箇所数	7箇所	8箇所
面積	65ha	71.4ha

※平成21年 みどりの実態調査より

(2) 水とみどりの方針

八潮団地のまとまりあるみどりや、なぎさの森の干潟など、地域の生態系を支える豊富な水とみどりの資源の保全に取り組むとともに、水辺の散歩道の充実や舟運ルートとしての運河の活用など、水とみどりのレクリエーション機能の向上を進めます。

方針1：区民の安全や生物の生命を育む水とみどりを守る

- 災害に備えた船着場の活用促進（大井ふ頭中央海浜公園等）
- なぎさの森の保全、京浜運河や勝島運河における干潟・砂浜の再生
- 生き物の生息空間に配慮した護岸整備
- 京浜運河沿いの緑化推進

方針2：水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる

- 京浜運河沿いの散歩道の整備
- 京浜運河における釣りのできる空間整備
- なぎさの森の干潟の保全、京浜運河や勝島運河における干潟・砂浜の再生（再掲）
- 路地裏ガーデニングの推進

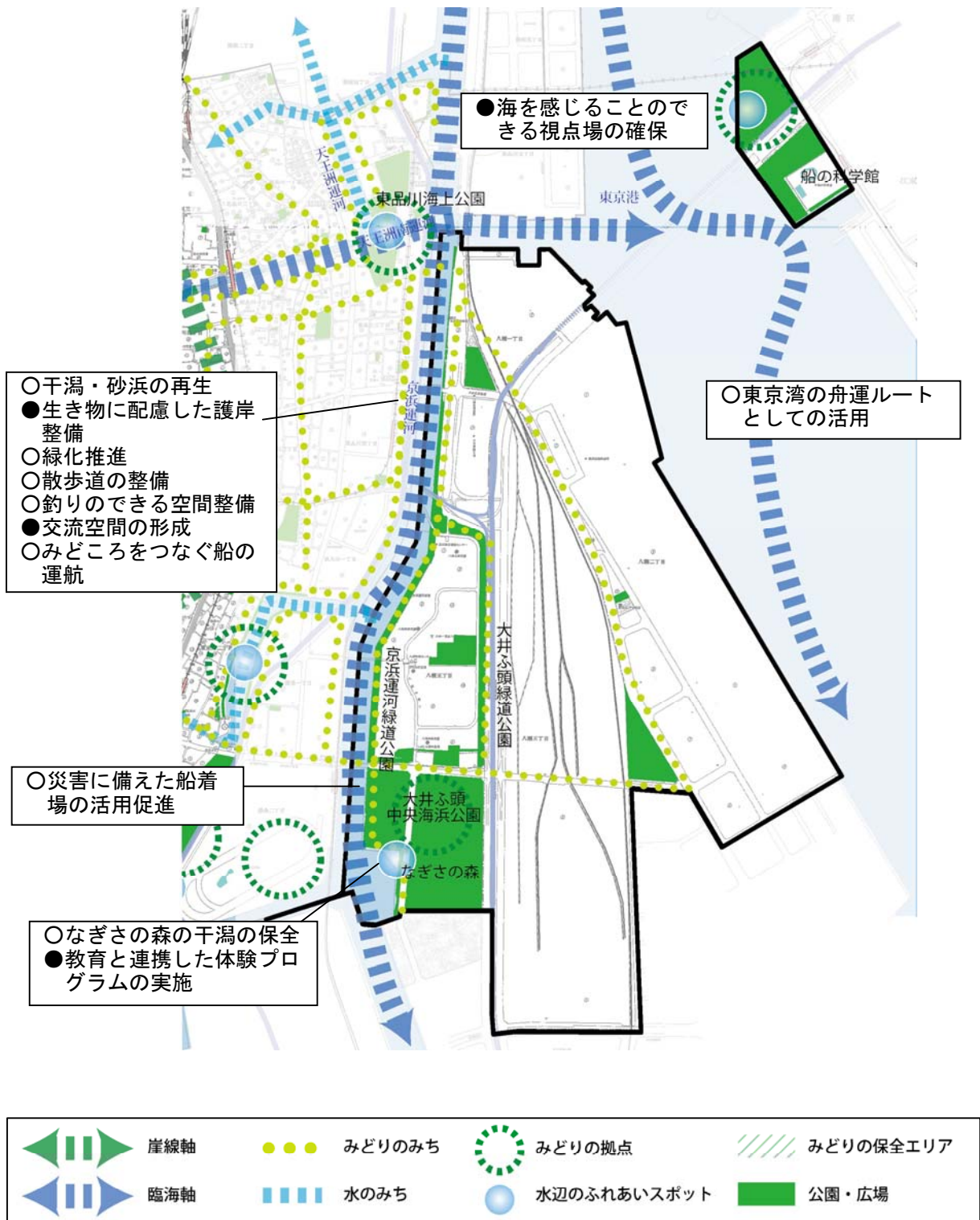
方針3：多様な品川らしさを継承しまちづくりに活かす

- 海を感じることでできる視点場の確保（船の科学館）
- 京浜運河沿いで交流空間の形成
- みどころをつなぐ船の運航
- 東京湾の舟運ルートとしての活用

方針4：区民と行政が一丸となって水とみどりを育む

- 教育と連携した体験プログラムの実施（なぎさの森の干潟等）

(3) 施策の展開イメージ



第9章 計画の推進

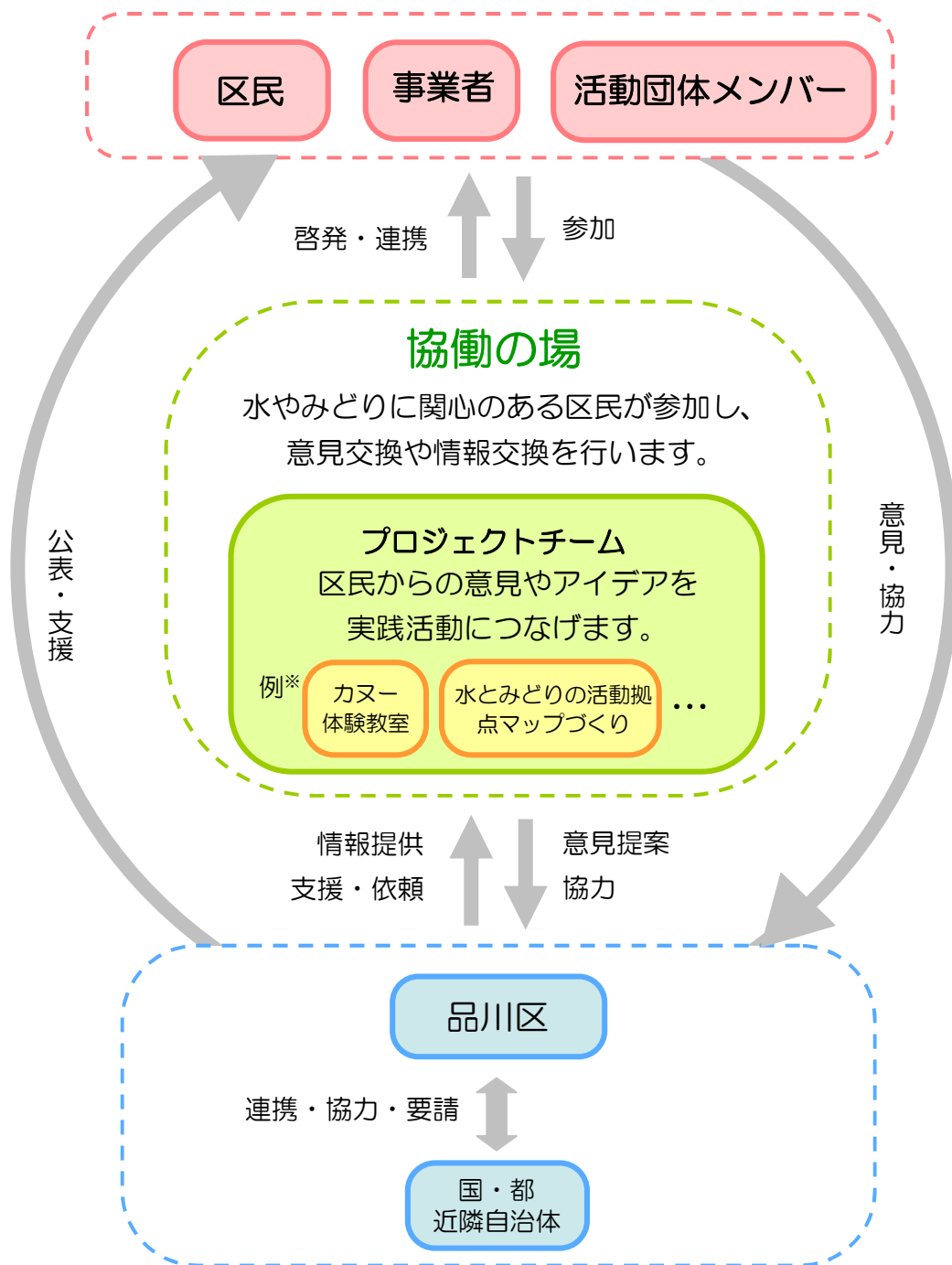
1. 推進体制

計画を推進していくためには、区民・事業者・行政の協働により取り組むことが不可欠です。そこで、関係者が連携を深める場として、以下のような協働の場を設置します。

《協働の場》

- 水やみどりに関心のある区民や、活動団体メンバー、事業者、区関係者などが参加し、情報交換や意見交換を行う場とします。
- 既に活動を実践している区民だけでなく、少しでも関心のある区民も参加でき、活動のきっかけになるような場とします。
- さらに、出された意見や区民のアイデアを、水やみどりの実践活動につなげるための、プロジェクトチームの立ち上げができる仕組みを検討します。
- 行政は、協働の場のコーディネーターとして、必要な調整や支援を行います。

◆協働の仕組み



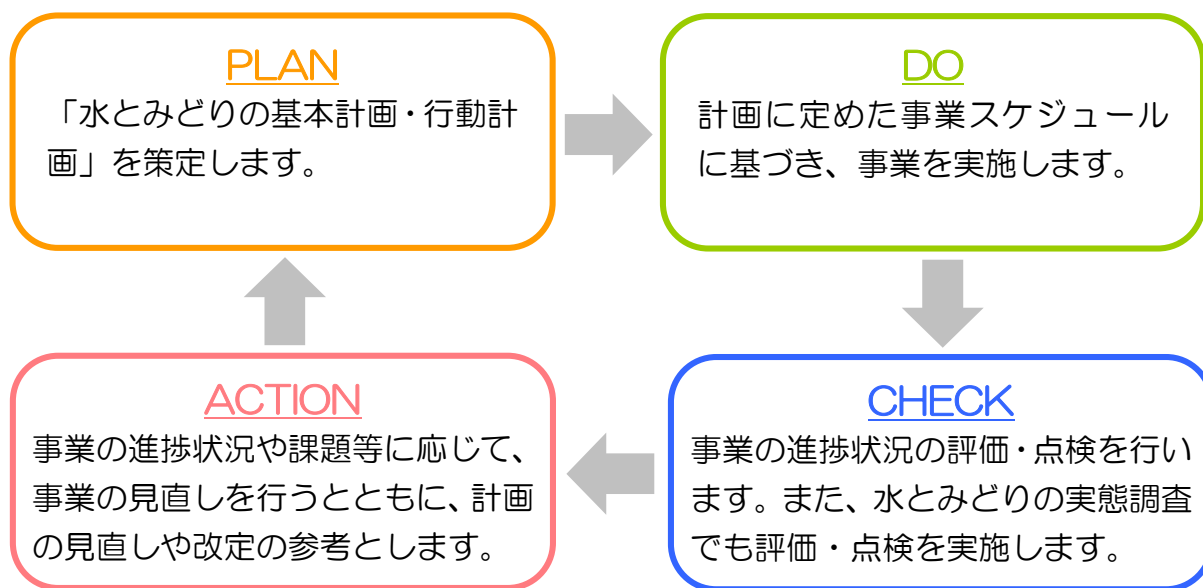
※プロジェクトの例は、区民からのアイデアに基づくものです。

2. 進行管理

計画で掲げた事業を着実に推進していくためには、計画を実行に移し、その進捗状況进行评估するとともに、課題や社会情勢の変化などに応じて、取り組みの見直しや改善を図っていくことが必要です。

そこで本計画は、計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）という PDCA サイクルによる進行管理を行うことで、計画の着実かつ効果的な推進を図ります。

■PDCA サイクルの概要



■具体的なスケジュール

平成 23 年度	PLAN	「水とみどりの基本計画・行動計画」策定
平成 24 年度～	DO	事業の実施
平成 25 年度	CHECK	総合実施計画の事業点検にあわせ、一部の事業点検（総合実施計画に位置づけがあり、点検対象となっている事業が対象）
	ACTION	計画の一部見直し
平成 25 年度～	DO	事業の実施
平成 26 年度	CHECK	水とみどりの実態調査の実施
平成 28 年度	CHECK	行動計画全体の事業点検
	ACTION	行動計画全体の見直し
平成 29 年度	PLAN	行動計画の改定・公表



参考資料

目次

1	計画策定の経緯	1
1)	水とみどりの基本・行動計画策定検討委員会.....	1
2)	水とみどりの活動団体メンバーによる懇談会.....	2
3)	パブリックコメント.....	2
2	防災に役立つ水とみどり.....	4
1)	品川区の一時集合場所一覧	4
2)	防火樹木.....	9
3	用語解説.....	10

1 計画策定の経緯

計画の策定にあたっては、庁内の検討委員会を設置し検討を進めてきました。また、行動計画の検討にあたっては、区内で水やみどりの活動に関わっている活動団体メンバーによる懇談会を開催すると共に、パブリックコメントを実施して区民からの意見・提言を募集し、取り組みのアイデアに関する意見を反映しました。

1) 水とみどりの基本・行動計画策定検討委員会

■開催経緯

回数	日付	内容
第1回	平成23年 7月8日	(1) 検討委員会設置要領 (2) 計画策定の基本的事項 (3) 計画策定のスケジュール (4) 品川らしい水とみどり
第2回	8月19日	(1) 水とみどりの特徴と課題について (2) 将来像、計画目標について (3) 施策体系について
第3回	平成24年 3月27日	(1) 水とみどりの基本計画・行動計画の確認

■委員名簿

座長	都市環境事業部長
委員	行財政改革担当課長
	施設整備課長
	地域活動課長
	商業・観光課長
	子育て支援課長
	高齢者いきがい課長
	環境課長
	道路公園課長
	都市計画課長
	マスタープラン担当課長
	都市開発課長
	都市整備下水道課長
	庶務課長

2) 水とみどりの活動団体メンバーによる懇談会

■開催経緯

回数	日付	内容
第1回	平成23年 7月21日	品川区の水とみどりの昔・今・これから
第2回	8月23日	夢に向けた取り組みの提案

■参加者の所属団体（五十音順）

- 大崎フラワーロード
- 勝島運河倶楽部
- なぎさの会
- なぎさの森おーいボランティア
- 平塚二丁目花いっぱいプロジェクト
- 目黒川で泳ぎ隊

3) パブリックコメント

■意見・提言の募集期間

平成23年10月21日 ～ 11月20日

■意見・提言の総数（人数）

20件（7人）

■開催結果

<水とみどりの普及・啓発>

- 活動団体の拠点マップ作成による活動の紹介
- 水門やポンプ場などの施設見学会
- 定例会、観察会、意見交換会、写真展示会、体験講習会などの開催
- 「川の清掃大作戦」による啓発（水辺に関する区民の理解を深める）
- 「雨水再利用大作戦」による啓発（防火用水を植木などの散水に利用）
- 「種植え大作戦」の展開

<みどりを通したコミュニティの活性化>

- 高齢者を見守るツールとしてのプランターの活用
- 公園での土壌作り
- 水やみどりに興味を持つ人の交流の機会の充実（例：グリーンドリンクス）

<みどりとふれあう場の充実>

- 地域での街路樹管理への支援
- 植物を育てる講習会などソフト面からの支援の充実
- 家庭菜園の充実
- 屋上緑化の推進（適した植物を区で広報するなど、ソフト面からの支援も充実させる）

<菜の花やヒマワリによる放射能除去>

- 区民に花の種を配り、植えてもらうことで放射能の除去を図る

<既存の資源を活かした周遊観光の促進>

- 今あるみどりを見て回るウォーキングコースの設定
- 「チャレンジ百景」の実施（百景の写真を持って送ると景品がもらえるなど）
- 品川用水などかつての水路を活かした緑道整備
- サイクリングマップやお散歩マップの作成
- 水辺のツーリズムとみどり・史跡・観光資源などを絡めたメニューの提供
- 水とみどりのみどころや、活動拠点を結びコミュニティバスの運行

【池田山公園】

- 高齢者も使いやすいよう、バリアフリー化を図る

<水質>

- 将来的に、子どもが泳げる目黒川としたい
- 水量を増やすことによる水質改善
- 一屋上緑化による保水も有効
- 落差工などによる水質改善

【目黒川】

- 干潟の創出
- 棧橋設置
- 水辺の活動がしやすい環境づくり（トイレ、シャワー、日陰など）
- 川沿いの畑の整備
- 水車による発電
- 目黒川沿いのレンタサイクル

【水辺全般】

- カーン管理場所の整備・管理の仕組みづくり
- 品川区有船の購入
- 安全管理ができる人の育成
- 安全講習会の開催
- 水辺空間の開放
- 水辺の遊び場整備
- 津波対策としての護岸整備

【品川浦】

- 屋形船で手妻の実演など

【防災船着場】

- 防災船着場の地元管理・日常利用一行政との管理協定の締結（鍵の管理など）
- 積極的なイベント開催（防災船着場の認知度を高めるために）

【東品川海上公園】

- 水上ネットワークの中心拠点として整備

<舟運>

- 大崎、五反田、勝島運河をつなぐ船の運航
- なぎさの森へ面白く行ける工夫（東品川海上公園からなぎさの森へのポート運行など）
- 水辺の特化（出発地以外でも降りられるようにする）

【勝島運河】

- 小学校の課外授業の一環として、シーカヤックやEボート体験会実施
- 干潟の創出
- ボートハウス設置
- 棧橋設置
- 水辺の活動がしやすい環境づくり（トイレ、シャワー、日陰など）
- 水辺の管理棟の設置
- 使われていない既存の施設を拠点施設として活用（海上保安庁の庁舎など）
- 勝島運河沿いの歩道のライトアップ

【なぎさの森】

- 干潟の活用

<ジョギングコース>

- しながわ区民公園から勝島運河へ延伸する橋の整備による、信号のないジョギングコースの設定



0 250 500 1,000 2,000 m

2 防災に役立つ水とみどり

1) 品川区の一時集合場所一覧

一時集合場所は、災害時に町会や自治会などが集団を形成して避難先へ向かうための避難場所で、下記のように、町会や自治会単位で公園をはじめとした 150 箇所が指定されています（平成 20 年 3 月現在）。

品川第 1 地区

	町会・自治会名	一時集合場所
1	北品川 1 丁目町会	黒門横町と大横町間の第 1 京浜国道
2	八ツ山町会	東八ツ山公園
3	北品川 2 丁目町会	聖跡公園
4	北品川 3 丁目親和会	子供の森公園
		城南中学校
5	小関親睦会	御殿山小学校
		小関公園
6	御殿山町会	開東閣
7	袖ヶ崎新興会	御殿山小学校
8	冽崎町会	洲崎公園
		東品川海上公園
9	東品川 1・3 町会	台場小学校
10	櫻心会町会	荏原神社・海徳寺
11	天王洲会	天王洲公園
12	都営北品川アパート自治会	東八ツ山公園
13	都営南品川アパート自治会	都営アパート前広場
14	都営北品川第 2 アパート自治会	東八ツ山公園
15	都営東品川第 4 アパート自治会	台場小学校
16	都営天王洲団地自治会	天王洲公園
17	都営東品川 7 棟自治会	台場浦公園

品川第 2 地区

	町会・自治会名	一時集合場所
1	真交町会	南品川二丁目児童遊園
2	博友町会	城南小学校
3	諏訪町会	妙国寺
4	三睦会町会	品川児童学園・海晏寺
5	明睦会	天竜寺・願行寺
6	同友会町会	南品川児童センター
		広町公園
7	南品川南睦会	町田学園
8	東睦会	品川第二地域センター
9	六丁目睦会	品川ろう学校
		浅間台小学校
10	東親会	八潮高校
11	東品川第一自治会	東海中学校
12	自治八潮会	東海中学校

13	東品川第3アパート自治会	東海中学校
----	--------------	-------

大崎第1地区

	町会・自治会名	一時集合場所
1	五反田一丁目町会	五反田南公園
2	東五反田みづぼ町会	日野学園
3	五反田中部町会	JR五反田東口広場
4	五反田東口町会	五反田公園
5	西五反田一丁目町会	柳沢商会駐車場前
		日本生命ビル前歩道
6	五反田睦町会	大崎橋公園
7	西五反田一・二・三町会	ポーラ化粧品本舗玄関前 広場他は各班ごとに指定
8	池田山町会	天理教教会
9	島津山自生会	清泉女子大学正門前
10	袖が崎町会	妙連山本立寺境内
11	相生会	東五反田児童遊園
12	上大崎一丁目町会	本願寺
13	上大崎一丁目愛誠会	上大崎公園
		第三日野小学校
14	上大崎一丁目第一愛誠会	上大崎公園
15	上大崎池の谷町会	第三日野小学校
16	上大崎目黒駅前町会	誕生八幡神社
17	上大崎三丁目町会	五反田公共職業安定所前
		みやこ荘前
18	夕陽会	旧荏原市場跡地
		パークマンション前
19	目黒駅前西口町会	目黒駅西口前路上
20	中丸親和町会	上大崎3丁目8番先路上
21	上大崎長者丸町会	上大崎2-7-17
22	西五反田本町会	環六歩道上(大崎郵便局前)
23	西五反田七・五・三町会	環六歩道上(マツダ五反田営業所前)
24	大崎本町三丁目町会	第四日野小学校
25	西五反田四丁目町会	かむろ坂公園
26	西五反田西二町会	
27	西五反田五丁目西三町会	西霧ヶ谷公園
28	西五反田協和町会	第一日野小学校
29	西五反田六丁目町会	第一日野小学校
30	都営東五反田二丁目アパート自治会	御成橋公園
31	五反田南町会	西八丁公園
		西五反田6丁目児童遊園

※西五反田西二町会は一時的集合場所の指定なし

大崎第2地区

	町会・自治会名	一時集合場所
1	西品川三栄会	西品川1丁目防災活動広場
2	協力睦会	西品川公園
3	品川尚和会	大崎中学校
4	西品川新生会	三木小学校
5	西品川二丁目会	そよかぜ公園

6	西品川三ツ木会	三ツ木公園
7	大崎一二三町会	芳水小学校
8	大崎居木橋町会	磯田ビル前歩道
9	大崎四丁目町会	立正大学・峰原公園
10	大崎三五町会	大崎5丁目児童遊園

大井第1地区

	町会・自治会名	一時集合場所
1	鮫洲曙町会	都立産技高専グラウンド
2	鮫洲北町会	鮫洲運動公園
3	鮫洲仲町会	鮫洲運動公園
4	鮫洲南町会	鮫浜小学校
5	北浜川東町会	鮫浜小学校
6	北浜川西町会	浜川中学校
7	北浜川仲町会	新浜川公園
8	大井南浜町会	しながわ区民公園
		鈴ヶ森中学校
9	鈴ヶ森町会	鈴ヶ森公園
		鈴ヶ森中学校
10	大井海岸町会	しながわ区民公園
		大井海岸公園
11	大井坂下町会	大井坂下公園
12	大井水神町会	大井水神公園
13	南大井第四町会	浜川小学校
		南大井文化センター
14	大井寺下町会	浜川公園
15	大井関ヶ原町会	関ヶ原公園
16	大井元芝町会	東大井公園・鮫浜小学校
17	大井立会町会	総合区民会館
18	東大井月見台町会	立会小学校
19	東大井林町会	立会小学校
20	勝島町会	若草公園
21	勝島公務員住宅自治会	大井競馬場
22	大森駅前住宅自治会	大森駅前住宅中庭

大井第2地区

	町会・自治会名	一時集合場所
1	大井一丁目権現町会	JR東日本大井工場
2	大井一丁目鏡町会	大井中央公園
3	大井森下町会	宮下公園
		森下児童遊園
4	大井二丁目町会	大井2丁目防災活動広場一部、
		町会事務所
5	大井三丁目町会	山中小学校
6	大井倉田町会	町会事務所前
		西光寺門前
7	大井滝王子町会	伊藤学園
		大井第一小学校
8	西大井一丁目町会	西大井広場公園
9	JR広町アパート連合自治会	JR東日本大井工場

大井第3地区

	町会・自治会名	一時集合場所
1	大井鹿島町会	大井第一小学校
2	大井庚塚町会	鹿島庚塚児童遊園
3	出石町会	西大井3丁目防災活動広場
4	西大井二丁目町会	ウエルシア原
5	西大井四丁目町会	西ノ森公園
		西大井4丁目防災活動広場
6	西大井五丁目伊藤町会	伊藤小学校
		富士見台中学校
7	西大井六丁目町会	西大井広場公園

荏原第1地区

	町会・自治会名	一時集合場所
1	小山台1丁目町会	林試の森公園
2	小山台1丁目東町会	林試の森公園
3	小山台2丁目町会	林試の森公園
4	小山1丁目町会	ツツキ電気広場
5	小山2丁目東部町会	あさひ公園
6	小山2丁目西部町会	後地小学校
7	小山3丁目町会	小山台高等学校
8	小山4丁目町会	小山小学校
9	小山5丁目町会	荏原第六中学校
10	荏原1丁目町会	荏原第一中学校
11	荏原2丁目町会	星薬科大学グラウンド
12	荏原3丁目町会	荏原3丁目防災活動広場
13	荏原4丁目町会	平塚小学校
14	中原共和町会	京陽小学校

荏原第2地区

	町会・自治会名	一時集合場所
1	小山6丁目町会	江戸見坂公園
2	小山7丁目町会	洗足会館
3	荏原5丁目町会	小山小学校
4	荏原6丁目町会	荏原南公園
5	荏原7丁目町会	小山八幡神社
6	旗の台1丁目町会	第二延山小学校
7	旗の台2丁目町会	清水台小学校
8	旗の台西2丁目町会	清水台小学校
9	小山洗足町会	清水台小学校
10	旗の台6丁目町会	清水台小学校
11	旗の台南町会	旗の台公園

荏原第3地区

	町会・自治会名	一時集合場所
1	平塚1丁目町会	ジョイ駐車場
2	平塚1丁目南部町会	竹の子公園
3	平塚2丁目町会	京陽公園
4	平塚3丁目町会	平塚中学校
5	平塚4丁目町会	平塚小学校

6	中延1丁目町会	中延小学校
7	中延2丁目町会	延山小学校
8	東中延1丁目町会	東中はなみずき公園
9	西中延1丁目町会	中延公園 荏原警察署横路上
10	西中延2丁目町会	延山小学校
11	戸越銀座町会	戸越台中学校
12	戸越1丁目町会	戸越台中学校 大崎中学校
13	戸越2丁目町会	戸越2丁目広場児童遊園
14	戸越3丁目町会	宮前小学校
15	戸越4丁目町会	宮前小学校
16	戸越5丁目町会	大崎高校
17	西中延自治会	平塚中学校

荏原第4地区

	町会・自治会名	一時集合場所
1	中延3丁目町会	中延3丁目防災活動広場
2	中延4丁目町会	小川ビル
3	中延5丁目町会	三田管理事務所 スタジオ77の各駐車場
4	荏原町町会	荏原町公園
5	東中延2丁目町会	東中延公園・大原公園
6	東中三町会	鍋木氏駐車場 宮野氏駐車場
7	中延6丁目町会	源氏前小学校
8	西中延3丁目町会	西中お日さま公園 延山くすのき公園
9	旗の台3丁目町会	立会川児童遊園 (カエル公園)
10	旗の台4丁目町会	旗台小学校
11	旗の台5丁目町会	荏原第五中学校
12	戸越6丁目町会	大原小学校
13	豊町6丁目町会	上神明小学校
14	二葉4丁目町会	原っぱ公園

荏原第5地区

	町会・自治会名	一時集合場所
1	豊町1丁目町会	戸越小学校
2	豊町2丁目親和会	戸越公園・大間窪小学校
3	豊町3丁目町会	荏原第四中学校
4	豊町4丁目町会	杜松小学校
5	豊町5丁目町会	杜松小学校
6	二葉1丁目町会	大間窪小学校
7	二葉神明町会	大間窪小学校
8	二葉2丁目町会	NFパークビルポケットパーク
9	二葉中央町会	西大井広場公園・杜松小学校
10	二葉3丁目町会	杜松小学校

※八潮地区の町会・自治会は一時集合場所の指定なし

2) 防火樹木

植栽の防火性については、一般的に以下の性質が認められています。

- 常緑樹種には防火力の大きいものが多い。
- 葉肉の厚い植物は、一般的に防火力が大きい。
- 枝葉に樹脂を多く含み、針葉樹のスギやマツ枝は、防火力が小さく延焼の危険性が高い。
- タケ類やササ類は、枝葉に着火しやすく、延焼の危険性が高い。

防災公園の植栽（防火樹林帯）を検討する場合は、基本的には防火力の高いものを主体としますが、平常時の修景、景観等も十分考慮し、特に樹林帯内側については、平常時の植栽の機能も十分発揮されるよう留意する必要があります。

なお、樹木の防火力については、さまざまな実験結果とそれらの統計処理により、表のようなランク付けがなされています。

樹木の防火カラック（参考）

強度	常緑広葉樹	落葉広葉樹	針葉樹
A	イヌツゲ、キツタ、クチナシ、ゴムノキ、サザンカ、サンゴジュ、シンチョウゲ、タラヨウ、ツバキ、トウネズミモチ、トベラ、ヒイラギ、モチノキ、ヤツデ	イチヨウ、エンジュ、オニグルミ、コナラ、シンジュ、スズカケノキ、トウカエデ、ユリノキ	アカマツ、イチイ、イヌマキ、カラマツ、コウヤマキ、スギ、ヒノキ
B	アオキ、アラカシ、ウバメガシ、カナメモチ、キンモクセイ、クスノキ、サカキ、シキミ、シャリンバイ、シラカシ、スタジイ、タイサンボク、ネズミモチ、ヒサカキ、ビワ、マサキ、マテバシイ、モッコク、ヤマモモ、ユズリハ	アオギリ、イイギリ、イチジク、イヌエンジュ、ウメ、クヌギ、クリ、クワ、ケヤキ、コナラ、シナノキ、トチノキ、ナツツダ、ナナカマド、ニセアカシア、ハクウンボク、ハクモクレン、フウ、ホオノキ、ミズキ、シダレヤナギ	イヌガヤ、カヤ、クロマツ、コウヨウザン、サウラ、タギョウショウ、トウヒ、ヒマラヤシーダ、ヒムロ、モミ
C		イタヤカエデ、エノキ、カツラ、サルスベリ、フジ、ボダイジュ、ムクノキ	エゾマツ、カイズカイブキ、トドマツ、ネズミサシ、ヒヨクヒバ

（建設省資料による）

出典：建設省都市局公園緑地課・建設省土木研究所環境部監修
「防災公園 計画・設計ガイドライン」（平成 11 年）

3 用語解説

※掲載ページが複数の場合は、主なページを記載しています。

あ行	アメニティ P37	都市計画などで求める、建物、場所、景観、気候など生活環境の快適さ。
	生垣助成（品川区 緑豊かな街なみ づくり助成制度） P57	道路に面する敷地の緑化を促進し、緑豊かな美しい街なみを創出するため、生垣・植栽をする費用や、既存の塀を撤去する費用、あるいは植込縁石やフェンスなどを設ける費用の一部を区が助成する制度。
	ウォーターフロント P14	都市の中で、海などの水面に近接した地域。従来は港湾、工場など産業用に利用されることが多い地域だったが、近年は天王洲地区のように親水性を活かした居住・商業地域として開発される例が増えている。
	運河ルネサンス P14	運河等の水域利用と周辺のまちづくりが一体となって、地域のにぎわいや魅力を創出することを目的に、地元企業や町会・自治会などでつくる運河ルネサンス協議会が東京都の登録を受けて様々な取り組みを進めるもの。
	オープンスペース P24	建築物の足元に設けられている一般的に公開された空地や公共・公益施設の屋外空間、公園をはじめとする広場など、建物が建っていない開放された空間。
	屋上緑地 P20	建築物の屋上で、植物を植え緑化された場所。建物への日射の遮断、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着、自然性の回復等の効果が期待される。
	御菜肴八ヶ浦（おさいさかなはちがうら） P12	江戸時代、収穫した魚などを江戸城に献上する義務があった漁場。元浦の本芝・金杉をはじめとして、品川・御林・羽田・生麦・神奈川・新宿が指定されていた。
	御林浦 P12	江戸湾沿いの漁業専業者集落を浦（または狛師町）といい、品川地域では品川浦と御林浦の2つがあった。御林浦は南品川と浜川の間であり、江戸幕府の直轄林だった御林を開発してつくられたことにその名の由来があるといわれている。
か行	崖線 P9	長くつながった「がけ状」の地形を言う。
	界わい緑化推進 プログラム P70	東京都の「緑確保の総合的な方針」（P38 参照）で、新たに取り組む施策として定められたもの。密集市街地に存在する細街路、路地などの界わい空間において、地域が主体となった緑化の取り組みを進めるため、区市町村の計画案に対し、緑化を支援する公益的な団体等が、人材の提供や活動に対する緑化助成を実施する。

	傾斜護岸 P19	護岸の勾配を緩やかにすることにより、身近な水辺空間を実現して、親水性を向上させた護岸。
	広域避難場所 P24	大地震時に発生する延焼火災等の危険から避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを待つ場所で、東京都が指定するオープンスペースをいう。品川区では9か所が指定されている。
	耕地整理事業 P13	耕地整理法（昭和24年廃止）に基づき、農地の生産力向上のために、土地の交換分合、地目変換、区画形質の変更、道路やかんがい排水の整備等を行う事業
	高度処理水 P17	下水を高度な技術で処理した再生水のこと。川に放流して水質を改善したり、清流復活事業等に活用したりする。
	環境負荷 P14	環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。
さ行	COD（化学的酸素要求量） P18	海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、河川には環境基準値がないが、品川区は河川の下流域に位置し、海水の影響を受けやすいため河川でもCODを測定している。
	市街地開発事業 P70	都市計画法第12条第1項に掲げられる事業で、地区区画整理事業や市街地再開発事業などがある。地方公共団体等が、一定の地域について総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図ることを目的とする事業。
	寺社林 P6	神社、寺院を囲むように配置されている樹林。
	品川区地球環境基金 P89	みどりの保全や緑化の推進、地球環境保全やリサイクル活動の推進のほか、次代につなぐ環境都市の実現につながる事業に充てられる基金（平成21年設置）。
	しながわ花海道 P28	平成14年に立会川商店街と鮫洲商店街が中心になって設立したプロジェクト。運河の土手にある1.5m四方の区画およそ1,200区画に個人や学校、企業などが種をまき、春には菜の花、秋にはコスモスの花を咲かせる。
	しながわ百景 P30	区政40周年および区民憲章5周年にあたる昭和62年に、記念事業として「わがまちしながわ」の生活・歴史・風土を伝える風景を区民の意向を元に制定したもの。
	品川用水 P12	江戸時代、田畑に水を引くために幕府によって開鑿された灌漑用水。玉川上水を境村（今の武蔵野市）から分水していた仙川用水を野川村で分水し、品川領の9宿村を

		潤していた。
	市民緑地 P59	都市内に緑とオープンスペースを確保するために、土地所有者又は人工地盤、建築物その他の工作物の所有者の申出に基づき、地方公共団体または緑地管理機構が当該土地等の所有者と契約を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地。
	借地公園 P70	民間の土地所有者と地方公共団体が賃借契約を結んだ土地に公園整備を行う制度(都市公園法第16条に基づく)。
	斜面緑地 P6	台地など起伏のある土地の斜面にある緑地。
	親水護岸 P14	人が水に親しみ楽しめるように配慮された護岸。
	生態系ネットワーク(エコロジカルネットワーク) P26	生態系の拠点の適切な配置やつながりのこと。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供等、多面的な機能が発揮されることが期待される。
	清流復活事業 P17	東京都による「清流復活事業」は、水が枯渇した中小河川や用水路に下水処理水等を活用することにより、清流を復活させ身近に親しめる水辺空間をよみがえらせようとするもの。
	接道部 P20	敷地のうち、道路に接している部分。
た行	大径木 P9	大きな木のこと。品川区みどりの実態調査では、地上高1.5mの幹周りが1.2m以上の樹木を大径木の調査対象としている。
	地区計画 P72	都市計画法第12条の4に定められた制度で、ある一定の地区を対象に、実情に合ったきめ細かい規制を行い、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全する制度のこと。建物用途や容積率のほか、建物の高さ、壁面の位置、敷地規模、形態意匠、緑化、樹木の保全などについて定めることができる。
	都市型観光 P28	自然景観や観光地を巡る観光とは異なり、都市のにぎわい、産業、暮らし、生活環境そのものを対象とした観光。
	土地区画整理事業 P13	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業。
な行	南北崖線軸	城北から都心を通り城南に至る武蔵野台地東端の崖線に

	P35	沿った緑の多い軸。（平成 24 年 3 月現在、具体的な区域指定等を行われていない。）
	二級河川 P7	一級河川の水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、都道府県知事が指定したもの。
は行	バリアフリー P69	高齢者や障害者が生活する上で行動の妨げとなる障壁（バリア）を取り除くこと。
	BOD（生物化学的酸素要求量） P17	河川の有機汚濁を測る代表的な指標。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で表され、BODが高いと溶存酸素が欠乏しやすくなり、10 ミリグラム/リットル以上になると悪臭の発生などが起こりやすくなる。
	避難有効面積 P24	避難場所の総面積から、避難者が利用できない建物や池等を除くとともに、避難場所の周辺で発生する火災の影響等を考慮して算出する、実質的に利用可能な避難場所の面積。
	プロムナード P30	歩行者用の公共空間で、散歩や回遊ができる空間。
	防災船着場 P24	災害時に、河川を物資の輸送や人員の輸送経路として活用できるように整備された船着場。
ま行	マイガーデン（区民農園） P12	区内の遊休地や公共空間を活用し、区民が土に触れ、野菜等の収穫を楽しむ機会を提供するために区が設置する貸農園。
	緑のボランティア指導者育成講座 P86	東京都が、都民の緑ボランティア活動を支援・促進するため、緑地保全や自然観察などの知識・技術を持つ人材の育成を目的として実施している講座。基礎講習を終了し、修了試験に合格すると、東京都二級緑のボランティア指導者として認定される。
	民設公園 P70	東京都独自の新しい公園整備の仕組みとして、平成 18 年に導入された制度。公園的空間の早期実現のため、都から民間事業者に対しインセンティブを付与し、民設公園事業者が公園的空間の整備と公開を行う。
や行	ユニバーサルデザイン P33	年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、初めからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方にたって、快適な環境となるようデザインすること。
ら行	立体都市公園 P70	都市公園の下部空間に都市公園法の制限が及ばないことを可能とし、都市公園の区域を立体的に定めることができる制度（都市公園法第 20～26 条に基づく）。

緑化計画書 P20	品川区みどりの条例（平成6年制定）により、300㎡以上の敷地に建築行為を行う事業者に対して、提出を義務づけているもの。
緑化指導 P66	品川区みどりの条例に基づく緑化計画書の提出により、区が定める基準以上の緑化をするよう指導を行う制度。
緑化地域制度 P66	原則として1,000㎡以上（条例により300㎡まで引き下げ可能）の建築物について、都市計画において定めた緑化率以上の緑化を、建築確認申請制度の中で義務付ける制度（都市緑地法第34条に基づく）。
緑視率 P46	人の目に映る緑の量で、立面的な視野内に占める緑量の割合。
緑被率 P20	一定の地域の中で、樹林地、農地、芝生・草地等の緑で覆われた土地の面積が全体に占める割合のこと。中高木では、その樹冠投影面積を算入する。
路地 P13	市街地に形成される、人や自転車のみが通ることのできるような、身近な生活道路のこと。

品川区水とみどりの基本計画・行動計画

発行日：平成 24 年 6 月

発行：品川区

編集：防災まちづくり事業部 公園課

住所：〒140-8715 品川区広町 2-1-36

電話：03 (3777) 1111 (代表)